

# 令和6年(2024年)5月定例会追加提出予定案件表

(単行事件)

- 1 訴訟上の和解について

(予 算)

- 1 令和6年度吹田市一般会計補正予算(第2号)

追加予定案件

(人 選)

- 1 吹田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 2 吹田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

## 令和6年（2024年）5月定例会追加提出予定案件概要

案 件	概 要
<p>(単行事件)</p> <p>1 訴訟上の和解について</p>	<p>1 趣 旨</p> <p>大阪高等裁判所令和5年（ネ）第2615号損害賠償請求控訴事件について、和解するものです。</p> <p>2 和解の相手方（被控訴人）</p> <p>吹田市千里山竹園1丁目24番12号 社会福祉法人耀き福祉会 理事長 中谷 敬子</p> <p>3 和解条項案の内容</p> <p>(1) 被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として500万円の支払義務があることを認める。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>(2) 被控訴人は、控訴人に対し、上記(1)の金員を、令和6年7月31日限り、持参又は送金の方法により支払う。振込手数料は、被控訴人の負担とする。</p> <p>(3) 被控訴人は、控訴人に対し、被控訴人が吹田市立岸部保育園の民営化移管先事業者となるに至らなかったことについて、遺憾の意を表する。</p> <p>(4) 控訴人は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(5) 控訴人と被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>(6) 訴訟費用は、第1審及び第2審を通じて各自の負担とする。</p> |
|--|--|

## 令和6年（2024年）5月定例会追加提出予定案件概要

## &lt;令和6年度補正予算&gt;

## 1 一般会計（補正第2号）

（単位：千円）

補正事項	補正額	内 容 説 明			
① 歳入歳出予算	524	（補正後予算 171,754,965 ）			
（ 歳 出 ）					
1 民生費	524	1 一般事務事業	524	岸部保育園民営化協定解除に伴う損害賠償請求訴訟の和解に係る弁護士報酬	
（ 歳 入 ）					
1 繰入金	▲ 4,476	1 基金繰入金	▲ 4,476	財政調整基金繰入金	財政調整基金繰入金
2 諸収入	5,000	1 雑入	5,000	雑入	雑入（岸部保育園民営化協定解除に伴う損害賠償請求訴訟に係る解決金）